

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

a. 企業間の連携

当社は、越境 EC 事業において、登録型の外注スタッフや業務委託先を重要なパートナーとして位置づけ、継続的かつ安定的な取引関係の構築に取り組んでいます。

業務内容の明確化やマニュアル整備を行うとともに、テレワーク環境下でも円滑に業務が行える体制を整備し、取引先が柔軟な働き方を実現できるよう支援しています。

b. IT 実装支援

当社は、業務効率化および取引の透明性向上を目的として、IT ツールを活用した業務管理体制の構築を進めています。

商品管理・在庫管理・進捗管理等の情報を共有する仕組みを整備し、取引先が業務を行いやいやすい環境づくりに努めるとともに、IT 活用に不慣れな取引先に対しては、操作方法の説明や運用面での支援を行っています。

c. 専門人材マッチング

当社は、業務内容やスキルに応じた登録型ワーカー制度を導入し、データ入力、商品リサーチ、出品補助、梱包・発送業務等について、適切な人材とのマッチングを行っています。取引開始後も業務内容や作業負荷を適宜見直し、取引先の能力や希望に応じた業務機会の提供に努めています。

f. BCP／事業継続

当社は、災害や社会的環境の変化等により業務に支障が生じた場合でも、取引先との業務が継続できるよう、業務の分散化や標準化を進めています。

複数の取引先との連携体制を構築するとともに、業務手順の文書化やオンライン対応を推進し、取引先の事業継続に配慮した体制整備に取り組んでいます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。当社は、製造委託等取引に該当しな

い業務委託取引や登録型ワーカーとの取引についても、取引上の立場に優劣が生じ得ることを認識した上で、令和7年改正後の受託中小企業振興法に基づく振興基準の趣旨を踏まえ、取引条件の明確化、対価の適正な決定、協議に基づく条件見直し等を行い、サプライチェーン全体での付加価値向上と取引の適正化に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社は、登録型の外注スタッフや業務委託先を含むサプライチェーン全体の共存共栄を図るために、原材料費や物流費、人件費等のコスト変動を踏まえた取引条件の見直しに取り組んでいます。また、業務内容や作業工程の明確化、単価設定の考え方の共有等を通じて取引先との相互理解を深めるとともに、契約内容に変更が生じる場合には、その都度契約内容を見直し、書面等により明確化することで、サプライチェーンの深い層においても付加価値向上が図られるよう、情報発信と対話を重視した取組を進めています。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

T a n a B o r n 株式会社

企 業 名

代表取締役 丸山咲希

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。